

消防総第334号
消防応第160号
平成21年4月30日

各都道府県消防防災主管部長

殿

東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁総務課長
消防庁国民保護・防災部防災課
応急対策室長

救急・救助事故等の報道機関への情報提供の推進について

多数の者が利用する建築物における設備に関する事故、全国的に流通している製品の利用による事故等について、同様の事故を防止して消費者等の安全の確保を図るため、事故に関する情報を早期に公表し、住民等に対し注意喚起を行うことは大変意義があることです。

消防機関においては、救急・救助に関する業務等の遂行を通じて、こうした事故に関する情報が多く寄せられることから、国民の生命・身体の保護という消防の任務に照らし、住民等に対する注意喚起についても積極的に取り組むことが肝要です。

このため、下記のとおり、各消防本部等において適切な報道機関への情報提供を行っていただくとともに、報道機関に提供した資料につきましては、併せて消防庁にも提供をいただくようお願いします。

つきましては、これを貴職の執務の参考とされるとともに、管内の市町村に対し周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 救急・救助事故等の報道機関への情報提供

救急・救助事故等のうち、同様の事故の防止及び消費者安全の確保の観点から住民等に対する広報の必要性が高いと認められる以下のものについては、各消防本部等において、それぞれの事故を把握した後、速やかな報道機関への情報提供をお願いします。その際、同様の事故の発生状況等を把握している場合には、併せて注意喚起することも望ましい方法であると考えられます。

なお、この報道機関への情報提供は、事故原因の所在とは関係なく、事故発生の事実を早期に公表することにより住民等に対する注意喚起を図ろうとするものであることに留意の上、適切な対応をお願いします。

- 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による救急・救助事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があるもの
- 救急・救助事故に至らなかった場合であっても、住民が使用する商品等に係る事故等で、その内容にかんがみ住民等に対する注意喚起の必要性が高いと認められるもの

2 消防庁への情報提供

(1) 1により報道機関への情報提供を行った場合は、速やかに当該情報提供に用いた資料を消防庁へ電子メールにより提供していただくようお願いします。

消防庁におきましても、提供いただいた情報を分析し、場合によっては類似事案について全国調査を実施したうえで公表するなど、今後の消防防災行政の参考にしたいと考えております。

なお、提供いただいた情報提供資料は、直ちに総務省記者クラブに参考配布することとしております。

(2) 「火災・災害等即報要領の一部改正について（平成20年9月9日消防庁第166号）」により消防庁への報告を依頼した「消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故」については、引き続き即報として消防庁に報告するとともに、1に該当するものは、速やかに報道機関への情報提供もしていただくようお願いします。

【情報の提出先】

消防庁国民保護・防災部応急対策室

(メールアドレス syoubou-houdou@ml.soumu.go.jp)

(メール送信を行った場合は、併せて03-5253-7527まで電話連絡願います。)

消防庁総務課

担当：三宅政策評価広報官

電話：03-5253-7521

消防庁国民保護・防災部防災課応急対策室

担当：本庄補佐

電話：03-5253-7527